

# 特定社会保険労務士が「トラブル解決」まで、ご案内します。

職場のトラブルの迷宮からの脱出は、労働問題に関するADR(裁判外紛争解決手続)の専門家である「特定社会保険労務士」にお任せください。私たちは、依頼者の皆さまのお話をじっくり伺ったうえで、皆さまに代わってADRの手続を行い、ご安心・ご納得いただける方法によって、迷宮の出口である「トラブル解決」まで責任をもってご案内します。



## 「トラブル解決」への近道 ADRという 選択

職場のトラブルは、これまで裁判で解決するのが一般的でした。しかし、裁判には多くの時間と費用を要し、原則公開で行われます。また、当事者の間に「勝った」「負けた」の関係を生みだし、その後の円満な職場関係の回復を難しくしていました。そこで、最近では、裁判になる前、あるいは裁判によらない解決手段として、ADR(裁判外紛争解決手続)が活用されるようになってきました。このADRは、経営者と個々の労働者との間で発生するトラブル(個別労働関係紛争)を対象に、都道府県社会保険労務士会の「社労士会労働紛争解決センター」または都道府県労働局の「紛争調整委員会」が、当事者からそれぞれの意見を伺ったうえで、双方が納得できる和解案をお示しすることで、トラブルを解決するものです。

## 「簡易、迅速、低廉」に ADRの特徴

ADRは裁判に比べ、「簡易、迅速、低廉」に、トラブルを解決するための手続です。申立ての手続が簡単で、手続も原則1回程度で終了することを目的としています。また、非公開であることも大きな特徴です。更に、手続に要する費用も、手数料程度(詳しくは、「社労士会労働紛争解決センター」まで)ですので、気軽に利用できる手続として今後ますます活用されていくでしょう。

ADRの専門家

## 特定社会保険労務士

特定社会保険労務士は、労働問題の専門家である社会保険労務士が、更にADRに関する研修を修了し、かつ、国家試験に合格したADRの専門家です。豊富な経験と知識で依頼者(経営者もしくは労働者)の皆さまに代わってADRの手続を行い、トラブルを解決します。

### 依頼者のニーズにあわせて 特定社会保険労務士によるADR業務

- ① 申立てに関する相談及び手続
- ② 代理人として意見の陳述
- ③ 相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結

### 経営者の方には・・・

職場のトラブルをADRで解決することで、裁判になった場合の企業イメージの低下や企業リスクを回避し、経営者の方が本来の業務に専念できるようにサポートいたします。

### 労働者の方には・・・

解雇やセクハラなど、深刻な職場のトラブルを個人で解決するのは、肉体的にも、精神的にも大きな負担になるものです。特定社会保険労務士は、依頼者の皆さまがご安心・ご納得いただけるように、トラブル解決まで親身になってサポートいたします。

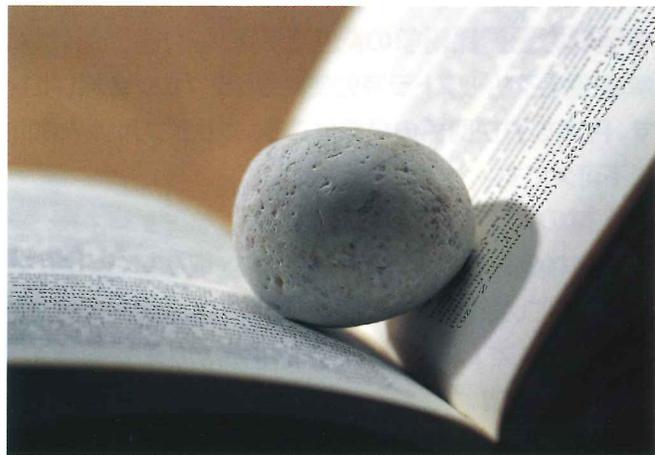
## 適切な提案とアドバイス 人事労務管理

- 就業規則の作成・変更
- 人事・賃金・労働時間の相談
- 雇用管理・人材育成等に関する相談
- 個別労働関係紛争の未然防止と解決
- 経営労務監査

昔も今も適切な人事労務管理は企業の健全な発展の鍵です。雇用契約、賃金、労働時間をはじめとする労働条件、高齢者や外国人労働者の雇用管理、人材の適正な配置等、働く皆さまの労働環境を向上し、企業の生産性を高めるとともに、急増している個別労働関係紛争を未然に防ぐため、私たち社会保険労務士は、専門家の視点でそれぞれの企業に適した提案やアドバイスをしたり、経営者や働く皆さまのご相談に応じています。

### 労務管理にはこんなことも…

労働安全衛生に関する指導、労働者の安全管理、健康の保持増進を確保するのは、経営者の責務です。私たち社会保険労務士は労働災害の防止、従業員への安全衛生教育等を通じ、快適な職場環境を実現いたします。



# 企業経営に欠かせない「ヒト」に関する コンサルティングを通じて 企業の健全な発展をお手伝いします

皆さまの企業が、働く人にも経営者にとっても より良い環境でありますように…。  
これが、私たち社会保険労務士の願いです。

企業経営に欠かせない要素である「ヒト」、「モノ」、「カネ」。

私たち社会保険労務士は、最も重要な「ヒト」について、

経営者の皆さまの身近なパートナーとして、

コンサルティング、事務手続の代行等でフルサポート、

職場の活性化、生産性の向上、

企業業績の躍進をお手伝いします。



**社会保険労務士は国家資格者です。仕事はプロにお任せください。**

社会保険労務士は、労働社会保険関係の法令に精通し、労務管理その他労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。労働社会保険官公署への手続は、社会保険労務士にお任せください。なお、社会保険労務士は、身分を証明する社会保険労務士証票及び都道府県社会保険労務士の会員証を所持していますので、業務を依頼される際にご確認ください。



## 複雑な制度の疑問もスッキリ解消! 年金の相談・請求等

- 年金の加入記録に関する相談
- 年金の受給に関する相談
- 年金の請求

皆さまの退職後の生活を支える年金制度。私たち社会保険労務士は、年金の加入期間、受給資格等についてご相談に応じ、わかりやすく説明いたします。また、年金の裁定請求に関する書類を依頼人の皆さまに代わって作成、提出いたします。

## 企業経営に専念! 年度更新・算定基礎届等

- 労働社会保険の適用
- 労働保険の年度更新
- 社会保険の算定基礎届
- 各種給付金、助成金の申請
- 給与計算・賃金台帳の調製

労働保険の年度更新事務(6/1～7/10)、社会保険の算定事務(7/1～7/10)は煩雑であり、企業にとって大きな負担となっています。私たち社会保険労務士は、労働社会保険の複雑で多岐にわたるさまざまな事務手続を円滑かつ的確に処理します。

